

ミルクたっぷりの酒（ブクログ のパブー版）－死刑制度・国旗 国歌・原発問題・政治・年金 制度

小野ユージン

死刑問題を論じる際の若干の注意点

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2010年7月30日公開

死刑制度については、死刑制度を廃止すべきか存置すべきかで語られる場合が多い。だが、この問題を論じる際は、極刑をどうすべきかも含めて論じないと、実りのある成果は望めない。

死刑制度廃止論者は、大別すると3種類に分けられる。

- 1・死刑制度を廃止して、終身刑を極刑にすべきと考えている人
- 2・死刑制度を廃止して、無期懲役を極刑にすべきと考えている人。
- 3・死刑制度を廃止して、終身刑・無期懲役以外の刑を極刑にすべきと考えている人。

3つめの場合、極刑を無期懲役よりも重い形にしようとする人（懲役50年以上など、実質的に終身刑に近い形）と、無期懲役よりも軽い形にしようとする人に分けられる。抽象的にいえば、次のようになる。

- 1・終身刑を極刑にすべき
- 2・終身刑以下、無期懲役以上の極刑を設定すべき
- 3・無期懲役を極刑にすべき
- 4・無期懲役以下の極刑を設定すべき

終身刑は死刑以上に残酷な刑罰だ、という主張もあるから、終身刑派と終身刑反対派の間で生じる確執は、死刑存置派と死刑反対派の間で生じる対立よりも根深いものになる可能性もある。

死刑制度についての個人的な考えはここでは述べないが、死刑制度が廃止されないのなら、裁判で極刑判決がくだされた場合、死刑か終身刑かを囚人が選べるという制度を半分以上は本気で考えている。

死刑になる位なら、刑務所の中でも生きていたいと思う人は終身刑を選べばいいし、一生刑務所の中で生きていく位なら、死んだ方がましだと思う人は死刑を選べばいいと考える。

まあ、このような主張は一般には受け入れられないだろうし、特に死刑制度にも終身刑制度にも反対している人は、この意見に対しても強烈な批判を寄せるだろうと想像できる。ただ、無期懲役を極刑にすべきという主張は、死刑制度廃止以上に受け入れられないのではないかと考えるが。

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2010年9月15日公開

死刑制度の問題を考える際は、「死刑制度を廃止するか存置するか」「終身刑を導入するかしないか」「極刑とその次に重い刑のバランスをどうするか」、以上の3点を総合的に踏まえて考察する必要がある。

極刑とその次に重い刑（そのような刑をあらわす専門用語を知らないので、ここでは便宜的に「次刑」という言葉を使用しておく）の組み合わせは、単純に図式化すると以下の4つになる。

- 1 - 極刑＝死刑、次刑＝終身刑
- 2 - 極刑＝死刑、次刑＝無期懲役
- 3 - 極刑＝終身刑、次刑＝無期懲役
- 4 - 極刑＝無期懲役

（死刑、終身刑、無期懲役以外の刑を、極刑または極刑の次に重い刑にするという考えもあるが、議論が繁雑になるのでここでは除外しておいた。）

現在の日本は、2つめの極刑＝死刑・次刑＝無期懲役という制度をとっているが、私はこの制度は非常にバランスの悪い制度だと思っている。無期懲役の場合、15年位刑に服したあと釈放されるケースもあるそうだが、極刑になった場合は命が奪われるのに、極刑を免れた場合は実質的に懲役15年程度のケースもあるというのは、刑罰の制度としてはバランスが悪すぎると感じる。死刑制度を廃止する、しないにかかわらず終身刑を導入して、現行制度のバランスの悪さを改善する必要があると思う。

○終身刑に関して

ただ、終身刑の導入については、人道的な観点からの反対論だけではなく、経済的（財政的）観点からの反対論が根強くあるかもしれない。終身刑が導入された場合、刑務所の数が足りなくなるというケースも考えられるし、終身刑導入によって経費が大幅に増大することもあるかもしれない。行政の担当者からすれば、死刑になって存在そのものがいなくなってくれるか、一定の刑期を終えたら刑務所を出て行って欲しいというのが本音なのかもしれない。

人の命にかかわる問題を、お金の面からどうこう言うべきではないという意見もあるかもしれないが、現実には終身刑制度を導入するときには、財政の問題を避けて通るわけにはいかないから、お金の問題が一番の争点になるかもしれない。

だが、経済的理由から終身刑が導入されない場合、死刑制度が廃止されないなら現行の極刑＝死刑・次刑＝無期懲役というバランスの悪い制度がそのまま維持される。（極刑が死刑、次刑が無期懲役という制度を、バランスが悪いと考えない人もかなりいるのかもしれないが。）

一方、死刑制度が廃止される場合は、極刑が無期懲役（または終身刑以下無期懲役以上の極刑をあらたに制定）ということになり、厳罰化とは逆の方向にむかうことになる。

まあ私自身は、国民の多くが、無期懲役または終身刑以下無期懲役以上の刑が極刑でよいと考えるのならそれでもかまわないが、死刑制度存置派の人たちは凶悪な犯罪者は厳罰に処すべきと考えているのだから、極刑を無期懲役にすべきという意見に賛成するとは思えない。現実的には、死刑制度も廃止されず終身刑も導入されず、現行の制度（極刑＝死刑・次刑＝無期懲役）がずっと維持される可能性が一番高いのかもしれない。

○最後に

死刑制度が廃止される場合は、極刑が終身刑になる可能性が高いのだから、やはり終身刑の導入は真剣に考える必要があるだろう。死刑制度を存置したまま終身刑を導入した場合（極刑＝死刑・次刑＝終身刑）、今までの死刑判決・無期懲役判決と同様の事件の多くが終身刑となる可能性が高い。いきなり死刑制度を廃止するよりは、当面は死刑・終身刑併用制を導入し、その結果を踏まえた上で最終的に死刑制度を廃止するか存置するかを決めればよいだろう。

なお、（死刑制度の廃止に反対する立場から）「死刑制度を廃止し、終身刑を導入する」という動きを阻止するために、終身刑の導入に反対するという戦略的な（悪くいえば小賢しい）意見も耳にした。ただ、このような理由で終身刑に反対した場合、最終的にしっぺ返しをくう可能性もある。死刑制度廃止の意見が多数派となり実際に死刑制度が廃止される場合、終身刑が導入されなければ、無期懲役か終身刑以下無期懲役以上の刑が極刑とならざるをえないのだから、その段階になって終身刑導入を主張しても手遅れだろう。

国旗と国歌をめぐるオセロゲーム

国旗と国歌の問題を議論する場合、以下の論点がある。

- 1 国旗・国歌は必要か。
- 2 国旗・国歌が必要である場合、日本に相応しい国旗・国歌はどのようなものか。（この論点は、日の丸・君が代を国旗・国歌にすることの妥当性の問題でもある。）
- 3 国旗の掲揚、国歌の斉唱を国民の義務にすべきか。
- 4 公務員に対して国旗への敬礼、国歌の斉唱を義務化（強制）することの是非。
- 5 学校の教職員に対して国旗への敬礼、国歌の斉唱を義務化（強制）することの是非。（この場合、公立学校の教職員は4の公務員のケースに含まれるので、私立学校の教職員に対して義務化することの是非が問われる。）
- 6 学校の行事の際、国歌の斉唱を義務付ける文部科学省の方針の是非。

戦後の日本では、日の丸・君が代を国旗・国歌とすることの是非をめぐって左右のイデオロギー闘争がおこなわれてきた。現在では、日の丸・君が代が日本の国旗・国歌であることが法律で定められているので、これに反対する人たちは国会で過半数の議席を獲得し、日の丸・君が代に代わるあらたな国旗・国歌を制定する法律を制定すればよい。また、国旗・国歌が不要であると考え人たちは、やはり国会で過半数以上の議席を獲得し、現在制定されている国旗国歌法を廃止すればよい。（議会制民主主義を否定している人たちは、武力クーデターで権力を掌握し、自分たちの目的を達成しようと考えているのかもしれないが。）

だが、3から6の論点を議論する場合はちょっとややこしいことになるだろう。

例えば、日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることに賛成している人の場合、日本の国旗・国歌が日の丸・君が代である限りは、3から6の方針に賛成する。だが、日本の国旗・国歌が自分たちに受け入れられないものに代わった場合（憲法9条の理念に基づいた国旗・国歌だとか、村山談話に基づいた国旗・国歌が制定された場合）は、3から6の方針に反対するだろう。（ただし、3の国旗の掲揚・国歌の斉唱の国民の義務化については、右派・保守派の中でも賛成する人は少数派であるかもしれない。）

一方、現在3から6の方針に反対している人の場合、日本の国旗・国歌が日の丸・君が代以外のものに代わったときは、これらに賛成するかもしれない。国旗の掲揚・国歌の斉唱の国民の義務化については、賛成する人は少数派だと思うけれども。

日本の国旗・国歌がどのようなものであれ、原理原則として「公務員に対して国旗への敬礼、国歌の斉唱を義務化することに賛成する（または反対する）」、「学校の教職員に対して国旗への敬礼、国歌の斉唱を義務化することに賛成する（または反対する）」、「学校の行事の際、国歌の斉唱を義務付けることに賛成する（または反対する）」人たちは少数派であると予想される。

学校行事の際、教職員に対して君が代を斉唱することが要求され、これに従わなかった教職員が処罰される。このことを当然と考えている人たちも、日の丸・君が代に代わる国旗・国歌が制

定されたときには、学校の行事で国歌を斉唱することに反対するかもしれない。

一方、左翼政権が成立し憲法9条の理念に基づいた新国旗・新国歌が制定された場合、新国旗への敬礼を拒否した自衛隊員が処罰されるなんてことも起こるかもしれない。

国旗・国歌をめぐる問題は、どうしても左右のイデオロギー対立になりやすく、民主主義的観点からの議論が成立しづらいように思われる。

(ブログに公開した記事を転載)

国旗・国歌は必用か

国旗・国歌が必要か不要かについては以下のような立場があるだろう。

- 1 国旗・国歌を不要とする立場。
- 2 オリンピックなどの国際的なスポーツ大会での使用に備えとりあえず制定しておくが、国旗・国歌を政治的に利用することには反対する立場。

具体的には、「国旗・国歌をナショナリズム涵養の道具に使い、学校行事の際、国旗への敬礼や国歌の斉唱を義務付け、これに従わなかった教職員を処罰する」方針に反対することなど。

- 3 国旗・国歌をナショナリズム涵養の道具として積極的に利用しようとする立場。

3の立場の人は右派・保守的な考えの持ち主に多くみられるが、彼らは左翼的な価値観に基づいた新国旗・新国歌が制定されたときには、この方針に反対するだろう。

1の立場は、反国家・反ナショナリズム的な考えを持った人にみられる。いつだったかはっきり時期は覚えていないが（90年代だったと思うが）、読売新聞の国旗・国歌に関する記事で、浅田彰が「国旗・国歌は必要ない」といった主旨のコメントを寄せていたのが印象に残っている。

私自身は2の考えをもっている。国民の多くが国旗・国歌を不要だと考えるのなら、その意見を尊重するが、オリンピックなどのとき掲げる国旗がないと格好悪いような気がするので、便宜的に国旗や国歌を制定しておいた方がいいと考えている。

といっても、日本の国旗は絶対「日の丸」であるべきだなどと考えているわけではないから、「日の丸」に代わる新国旗を便宜的に制定することには反対しない。ただし、新しく制定された国旗や国歌を政治的に利用することには断固反対する。（まあ、革命でもおきて政治体制が根本的に変革したときは、新国旗・新国歌を制定しこれを政治的に利用し、新体制に対する忠誠心を国民に植え付けようとするだろうけれども。）

（ブログに公開した記事を転載）

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2011年5月5日公開

○原発推進派と反原発派の対立は、19世紀末以降の帝国主義派と反帝国主義派の対立に似ているというお話

＜上昇志向＞＜競争志向＞のつよい人たちが帝国主義路線を支持し、＜水平志向＞＜共生志向＞のつよい人たちが反帝国主義の主張をしていた。戦後も、＜上昇志向＞＜競争志向＞のつよい人たちが、原子力発電がもっとも経済効率が良いと考え、原子力エネルギーを利用して経済発展を押し進めてきた。

戦前、反帝国主義派が現実の政策決定にほとんど影響力を行使できなかったのと同様、戦後も反原発派は現実の政策決定にはほとんど影響力を行使できなかった。福島原発事故によって、国民の価値観に変化がもたらされるかもしれないが、官僚や政治家、財界など社会につよい影響力をもつ人たちの多くは、依然原子力を積極的に利用した経済発展を望んでいるらしい。

○福島原発事故後の日本は、満州事変後の日本と同じジレンマに陥ってしまったというお話

満州事変、そしてその後の日中戦争は大陸での利権（満蒙権益）を軍事力を行使してでも死守しようという姿勢がその本質と思われる。経済よりも平和を重視する理想主義的な政策をとれば、満蒙権益を（一部か全部）放棄して、大陸から軍隊を撤退させるという方針もあり、そうしていたらその後の悲劇はより小さいものになっただろう。

だが、当時の日本の経済が満蒙権益を確保することによって成り立っていた以上、いったん獲得した利権を放棄すれば経済に大きなダメージをもたらす、国民の生活状態がさらに悪化することも懸念される。

平和を重視する理想主義的な方針をとれば、経済が悪化し国民生活にも悪影響をもたらす。かといって、経済をなりよりも重視する現実主義的な方針をとったとしても、日本によって利権を侵された中国側との対立は避けられず、結局は戦争という形でより悪い状況に陥らざるをえなかったといえる。

ようはどっちに転んでも悲惨な状態しかないという袋小路に陥ってしまったのが満州事変以後の日本だったといえる。

供給電力の3割近くを原子力発電に頼っている日本は、原発事故によって満州事変後の日本と同じようなジレンマに陥ってしまった。

安全を重視する理想主義的な方針をとった場合、経済の悪化、国民の生活がより苦しくなることも予想される。が、経済を重視する現実主義的な方針を続けた結果、第2、第3の原発事故がおこった場合、日中戦争から太平洋戦争へと至ったのと同じような、より悲惨な状態に陥ることになる。（ただしこれから先、原発事故が必ずおこるというわけではないから、第2の原発事故

などおこらないと考えている人は、以上述べた説に反発するかもしれないが。)

スリーマイル以上の原発事故が実際におこったことによって、現在の日本は原発を放棄しても維持しても、どっちにしても悲惨な状況しかないような袋小路に陥ってしまった、といえるかもしれない。

実際の選択としては、浜岡原発など地震による事故が懸念されている施設のみを停止し、残りの原発施設は経済へのダメージを最小限に抑えるように留意しながら、徐々により安全なエネルギーに転換するという方針も考えられる。

ただし、このような方針をとったとしても、第2の原発事故がおこった場合には、なぜあの時原発を停止する方針をとらなかったのかと、後悔することにもなりかねないが.....。

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2011年5月6日公開

○原発推進派

原発推進派は二重の意味で楽観的といえる。1つ目は、原発事故などおこらないだろうという楽観主義。今回の事故に対しても、「津波という想定外のことがおこったから事故になっただけ。だから、これから先、再び事故がおこることはないだろう。」と楽観的に考えている。津波という想定外の出来事によって事故がおこったのだから、これから先も想定外の出来事によって事故がおきるなどとは考えないらしい。

2つ目は、原発事故がおきても自分は深刻な被害を受けないだろうという楽観主義。原発事故がおきれば、周辺地域の農業や漁業、観光業など経済にも大きなダメージをあたえるということが今回の事故で立証されたが、原発推進派にとっては今回深刻な経済的ダメージを受けている人たちのことは所詮他人事なのだろう。

東京電力による賠償も、電気料金値上げという形で国民に負担をおしつける。原子力政策を押し進めてきた官僚や政治家たちは、自分の懐を痛めるわけではない。自分自身は痛みをともなわず、事故がおこっても最終的には国民に負担をおしつければいい、という悪しき官僚的思考にそまっているから、事故がおきたときの被害状況などは考えずに、目先の経済効率だけを考えた政策を押し進められるのだろう。

今回の原発事故によって深刻な経済的被害を受けた人の中で、原子力推進派がどれ位いるのかが知りたい。自分自身が大きな被害を受けても、やはり原子力エネルギーが必要だと考えている人は、主張にそれなりの筋が通っている。

だが、自分自身が被害を受けていないときは原子力発電を支持していたのに、自分自身が被害を受ける立場になったら原発反対に回るというのであれば、単に自分自身のことしか考えていない利己的な考えだろう。

原子力発電を放棄しないのであれば、住居を離れることになった原発周辺地域の人たちだけではなく、事故によって経済的な被害を受けた人たちへ政府はどのような対応をすべきかも真剣に考える必要があるだろう。

○反原発派

反原発のデモ行進なども行われているようだが、報道をみる限りでは「原発反対」「原発を止めろ」というスローガンを唱えているだけの、かつてのパターン化した左翼的抗議活動を繰り返しているだけのように見える。

本気で原発を停止させたいのなら、原発を放棄してもそれなりに経済が上手く回り、国民が安定した生活を送れる経済政策・エネルギー政策を提示して、原発推進派の掲げる政策よりも反原発派の掲げる政策の方が良いものだ国民に納得してもらおう必要があるだろう。

「原発を停止すれば経済が悪化する。国民の生活にも悪影響を及ぼす。」

原発推進派がこのような主張をして原発の継続を訴えた場合、国民の多くは、おきるかどうか判らない原発事故に備えて経済や生活のレベルを落とすよりも、今現在の経済や生活の安定の方を選択する気がする。

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2011年5月17日公開

原発問題論争の根幹は、莫大なエネルギーを消費することによってなりたっている現代文明・現代社会を肯定するのか否定するのかという点にある。

明治以降、西洋近代文明をとりいれて近代化に成功し、西洋式の現代文明の恩恵に浴した日本では、自然環境を支配・征服し、莫大なエネルギーを消費することによって成り立つ社会の在り方を、これからも維持したいと考えている人が多数派で、自然環境と共生したエコロジ的な社会の在り方を志向する人たちは少数派にすぎない。これが、反原発運動が国民の間に浸透しなかった一番の要因であろう。

ただし、反原発派の中には、莫大なエネルギーを消費することによってなりたっている社会の在り方自体は肯定するが、原子力エネルギーを使用することには反対する人もいる。どのようなエネルギー政策を選んだとしても事故はおこりうるのだから、事故がおきたときの被害規模が少なくと想定できる選択肢を選ぶか（脱原発・自然エネルギー推進派）、それとも事故はおきないだろうという前提のもとで、もっとも効率がよいと考えられる選択肢を選ぶか（原子力エネルギー推進派）の点で対立がおきているといえる。

安全・安心を重視するか、目の前の経済を重視するかの対立。

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2011年5月18日公開

これからのエネルギー政策をどうするのかについては、長期的（将来の）方針、短期的（暫定的な）方針にわけて考える必要がある。

○長期的方針

- 1・原子力エネルギーを主要なエネルギーとして利用する。
- 2・原子力エネルギーを補助的なエネルギーとして利用する。
- 3・原子力エネルギーは使用しない。

○短期的方針

- A・新たな原発施設を設置する。
- B・新たな原発施設は設置しないが、現在ある原発施設は使用し続ける。
- C・現在ある原発施設を徐々に減らしていく。
- D・原発施設をただちに停止する。

上の4つのパターンは単純化したものにすぎないから、実際には危険性の高い施設のみを停止し、その上で残りの原発施設を継続使用する（あるいは徐々に減らしていく）という方針もありうる。

○いくつかのパターン

長期的に1（原子力エネルギーを主要なエネルギーとして利用する）の方針を支持する人の中には、当面はB（新たな原発施設は設置しないが、現在ある原発施設は使用し続ける）の方針を続けて、時機をみてA（新たな原発施設を設置する）の方針に転換すべきと考えている人がかなりいると予想される。

長期的に3（原子力エネルギーは使用しない）の方針を支持する場合は、低コストの代替エネルギーが開発されるまではBの方針を続けるべきと考える人、Cの方針を支持する人、Dの方針を支持する人と3つのタイプが予想できる。

○これからのエネルギー政策

日本政府は、「エネルギーの50%を原子力に転換していく」という方針をとっていたらしい。菅総理が「エネルギー政策の基本方針を見直す」可能性に言及したが、実際には見直す可能性を示唆しただけなので、現時点では1の「原子力エネルギーを主要なエネルギーとして利用する」長期的方針の下で、Bの「新たな原発施設は設置しないが、現在ある原発施設は使用し続ける」立場をとっているといえる。浜岡原発に関しては、そのまま放棄するのか、2年後安全対策が完了

したら再び稼働させるのか、どちらともとれる曖昧な態度のまま、とりあえず問題を先送りにしただけといえる。

長期的方針も短期的方針も、政権が交代する度に方針が転換しては混乱が生じるだけなので、与野党間で話し合いをするだけでなく、国民の間で合意案を形成する必要があるだろう。

私自身は長期的には3の「原子力エネルギーは使用しない」方針に転換し、代替エネルギーの開発を続けながら、Cの「現在ある原発施設を徐々に減らしていく」方針が現実的で無難な線ではないかと考えている。

ただし、Dの方針（原発施設をただちに停止する）をとらない場合、第2、第3の原発事故がおこり、その結果、1945年の原爆投下から（沖縄地上戦から、といいかえてもいいが）敗戦の時のような（あるいはそれ以上の）悲惨な状況におちいる可能性もある。

「原発をすべて停止すると経済が停滞し国民の生活が悪化する。」

このような主張が事実である場合、国民の多くが経済・生活レベルの悪化を受け入れる覚悟があるのなら、Dの方針（原発施設をただちに停止する）も支持するけれど、このような方針を受け入れる国民は少数派にすぎない気がする。

公立学校の教師に国歌の斉唱を義務化することの是非

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2011年5月19日公開

○橋下知事、遂に牙をむく。左派・リベラル派には受難の時代がやってくるね。

橋下徹が大阪の知事に就任した時から、いつかはやるだろうと思っていたが、遂に公務員に対して国歌の斉唱を義務化し、従わなかった人間を処分するという石原慎太郎ばりの政策を実施し始めるようである。

産経新聞をはじめとする右派系メディアやネトウヨたちはニッコリ。日の丸・君が代を日本の国旗・国歌とすることに反対する左翼系公務員や、「国旗の掲揚・国歌の斉唱は個人の良心に属することであり、これを強要すべきでない」と考えるリベラル派にとっては受難の時代が本格的にやってきそうである。

○憲法よりも道徳が大事だと考える人たち

「日本人なら皇室（天皇）・日の丸・君が代を尊重するのがあたりまえだ。」「公務員が国歌の斉唱を拒否するのはおかしい。」と考え、憲法で保障されている「良心の自由」よりも、自分たちが大切だと考えている道徳観の方が大事だと考えている多くの人たちは、石原東京都知事や橋下大阪府知事が推し進めようとしている方針に賛成するのだろう。

だが、公務員に対して「国歌の斉唱を拒否する自由を認める」のはおかしいと考えているのなら、憲法を改正し合法的あるいは合憲的に公務員に対して国歌の斉唱を義務付けるべきだろう。その場合、「国旗の掲揚・国歌の斉唱」を国民の義務とし、その上で公務員に対して国歌の斉唱を要求するのか。あるいは、国民に対しては義務とせず、公務員に対してのみ義務とするのか（その場合、法の下での平等の理念に反しないのかという疑問が残るが）は、「公務員に対して国歌の斉唱を義務化すべき」と主張している人たちが考えるべきだろう。

○日本は立憲国家なのか？

「国旗の掲揚、国歌の斉唱は個人の良心の自由に属する問題であり、他人にこれを強要してはならない。」憲法においてこのように規定されているのだから（条文として明記されているわけではないけれど）、憲法遵守義務のある知事、政治家、官僚、教育委員会などが公務員に対して国歌の斉唱を強制するのは憲法違反になるのではないか？

憲法の理念に基づいた国旗・国歌を制定し、公務員の国歌斉唱行為を、公務員の憲法遵守義務と重ね合わせるというのならまだ少しは理解できる。（ただし私自身は、憲法で「国歌を斉唱す

る自由・国歌の斉唱を拒否する自由」が保障されているのなら、国旗・国歌が憲法の理念と矛盾しないものに変更されたとしても、公務員の国歌の斉唱を拒否する自由は守られるべきだと考えている。)

だが、憲法の理念と矛盾している国歌を、恣意的な解釈で矛盾していないと言い募り、憲法遵守義務のある公務員に対して歌うことを強制するのは、立憲国家としてはあきらかに異常な姿だろう。「公務員は憲法遵守義務がある。だからこそ憲法の理念とは矛盾している君が代を歌うことはできない。」と考える公務員がいてもおかしくない。(ただし、「君が代」は戦後憲法の理念とは矛盾していないという考えもあるが...)

「決まりや命令に従わないのなら公務員をやめろ。」という意見もあるが、憲法に違反した決まりや命令を守る必要はないだろう。むしろ憲法違反の命令をする人、憲法違反の決まりをつくる人たち(憲法を遵守する意志のない知事や政治家、官僚たち)こそ公務員をやめるべきだろう。

国旗国歌法や文部科学省の学習指導要領、教育委員会の職務命令よりも、憲法の方が上位規定にあるのだから、国旗国歌法や学習指導要領、職務命令をひきあいにして公務員に対して国歌の斉唱を強制することを正当化するのはおかしいのではないか。繰り返しになるが、公務員に対して国歌を斉唱することを義務化したのであれば、そのことが憲法違反にならない形式を整えてから行うのが立憲国家のあるべき姿であろう、と私は考える。

ただし、憲法や法律について専門知識のない素人の考えなので、石原都知事がやってきたこと、橋下府知事がやろうとしていることが憲法違反にはあたらないというのであれば、彼らの行為は憲法的には問題ないということになるが。

([追記：2012年9月]君が代訴訟に関する最高裁判決で、合憲だという判決が下されてしまったが。)

公立学校教師への君が代斉唱強制問題を、君が代をめぐる左右のイデオロギー対立の問題としてしかとらえていない人が多い。だが、この問題は憲法で保障されている基本的人権が守られているかどうかの問題でもある。

憲法において「国歌の斉唱を拒否する自由(良心の自由)」が保障されているのなら、公立学校の教師が国歌の斉唱を拒否する行為が道徳的におかしいとしても、その権利・自由はきちんと保障されるべきだろう。そうでなければ、公権力を保持した人間の恣意的な判断で違憲行為がなされ、それが合憲とされてしまうことになる。明治憲法下では、国民(当時は臣民だが)の自由や権利は政府が認める範囲でしか保障されていなかった。

戦後も実態は同じだといえる。ただ、政府・行政機関の認める権利や自由の範囲が、戦前とは比べものにならないくらい広がったので、基本的人権が保障されていると錯覚していただけのような気がする。政府・行政機関が国民のある種の自由や権利は認めないと本気で考え、それに対して国民の大規模な反対運動がおきなかった場合は、結局、公権力による人権の抑圧は正当化され、最高裁判所もそれを容認してしまうのだろう。

誰か一人でも基本的人権が踏みにじられ、それが合憲とされてしまえば、それはすべての国民

の基本的人権が踏みにじられたのと同じことである。左翼教師たちが処分されて「ざまあみろ。」とか喜んでいる連中が、自分たちの基本的人権が侵される事態になってから「基本的人権や自由を守れ」と主張しても後の祭りにすぎない。新聞社が自分たちの報道の自由が侵されたときにそれに抗議しても手遅れだし、東京都の青少年健全育成条例が表現の自由を侵すと抗議しても同じく手遅れである。

([追記：2012年9月]君が代訴訟において最高裁が、「政府や行政機関が必要性・合理性があると判断すれば、国民の自由や権利を侵してもいい」と解釈できる判決を下したので、ここで述べた危惧は既に現実化してしまったといえる。今後は必要性・合理性があるという理由で違憲行為が常態化する可能性もある。)

○公務員に国歌の斉唱を強制することは憲法違反にならないのか

公務員に対して国歌の斉唱を義務化することが、現行憲法下で違憲にならないのかについては専門知識がないのでわからない。石原都知事や橋下府知事の方針を支持している人たちも、その多くは民間人に対して国旗の掲揚や国歌の斉唱を強制することは憲法違反であると判断しているらしい。

だが公務員に対して国歌の斉唱を職務命令することは憲法違反にはならないと考えているらしい。現行憲法下においても、公務員には国歌の斉唱を拒否する自由が保障されていないのであれば、石原都知事や橋下府知事のやっていること（やろうとしていること）は法的には問題ないということになる。だから、公務員に対して国歌の斉唱を義務化したいのであれば、まず憲法を改正してから行うべきだという私の主張は根拠を失う。

私自身は、公務員に対しても「国歌の斉唱を拒否する自由」を保障すべきと考えているが（その理由を書くと長くなるので、今回は書かない）、「国歌を斉唱することは公務員の義務であり、国歌を斉唱したくない人間は公務員になるな」というのが国民の多数派の考えであるらしい。

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2011年5月20日公開

大阪府において、学校行事の国歌斉唱時、起立斉唱しなかった教師が処分された件に関して。「国歌の斉唱を拒否する良心の自由」は民間人についてのみ保障された権利であり、公務員の場合、私生活において国旗の掲揚や国歌の斉唱を強制された場合は憲法違反になるが、職務として国歌の斉唱を命令された場合、これを拒否する良心の自由は保障されていないのか。憲法上の判断がどうなっているのか、不勉強にして知らない。

で、あくまでも職務上であっても国歌の斉唱を拒否する権利は保障されている、という仮定の上での話になるが……。先の大阪府の教師、起立はしたが口を閉じて歌わなかったとき、その場合でも斉唱を拒否したということで処分されるのだろうか。処分された場合、それは憲法違反になるだろう。ただし、起立したならば、歌わなかったとしても処分されず、処分されるのは起立しなかったときだけならば、憲法違反にはならないかもしれない。

国歌の斉唱を拒否したい人は、起立だけはし、その上で口は開かず歌うことをしなければ、良心の自由は保障されることになるのではないか。もっとも、国歌の斉唱を強制されたくない人は、起立を命令されることすらも国歌の斉唱を強制された、と考えているのかもしれない。起立を命令することも国歌の斉唱を強制したことになるのかは、私には判断できないので専門家の判断にゆだねます。

ただ私自身は、文部科学省の命令の下、学校行事の際、国歌の斉唱を義務化すること自体に反対している。行事の際、国歌斉唱を行うかどうかは学校ごとの判断にまかせるべきであり、行政機関の命令・指導を絶対的なものとして貫徹させようとするトップダウン式の（国家主義的な）教育行政に反対している。

また、国歌斉唱を行う際も、生徒や父兄だけではなく、教職員（公務員）に対しても国歌の斉唱を拒否する自由（権利）は保障し、国歌斉唱を拒否した教職員を処分すべきではないと考えている。

だが、このようなリベラルな考えを支持する人は少数派にすぎず、「公務員に対して国歌の斉唱を拒否する自由・権利は認めるな」「国歌を斉唱したくない人間は公務員になるな」という意見の方が主流になっているのかもしれない。

ヒトラーが政権を掌握した後、新国旗を制定し、公務員に対して新国旗に対する敬礼を命令し、拒否した人間をクビにする（比喩）。構造的にはこれと同じような現象だけれども、リベラルな思想や価値観をもっていない人間に対してこのようなことを言っても馬の耳に念仏にすぎないのだろう。

以前読んだ本で、丸山真男が「近代以降の日本では開明的・欧化的思潮と土着的・国粹的思潮が十数年ごとにいれかわる」といった意味の発言をしていたとあった（大意。細かい内容はちが

ったかもしれない)。それにならっていえば、左派・リベラル的な思潮と右派・保守的な思潮が数十年単位で入れかわるという現象がおこっていて、戦後は長い間、左派・リベラル的な思潮が主流となっていたが、90年代後半以降は右派・保守的な思潮が主流となる時代になってしまったのだろう。

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2011年5月23日公開

戦後の日本では、日の丸・君が代に愛着心をもってはいるが、戦後憲法は尊重する意志のない右派勢力。日の丸・君が代を日本の国旗・国歌にすることには反対するが、戦後憲法には信仰心のようなものをもっている左派勢力（「悔恨共同体」と名付けられた人たちが該当するだろう）。2種類のイデオロギーをもつ人たちが、教育に関する問題をめぐって政治闘争・イデオロギー闘争を繰り広げてきた。（国民全体の中では、日の丸・君が代に愛着心をもち、また戦後の憲法も大切だと感じている人が多数派だとは思いますが。）

右派イデオロギストたちは、（旧）教育基本法の改正（とそれに基づいた愛国心教育の実施）、教育現場における日の丸・君が代の掲揚・斉唱の徹底を二大目標にしてきたといえる。教育基本法の改正自体は数年前に達成し、愛国心教育の実施は、日の丸・君が代問題に一応の決着がつけば本格的に推し進めるかもしれない。日の丸・君が代の掲揚・斉唱の徹底に関しては、国旗国歌法が制定されたあと、東京都や大阪府など憲法の思想信条の自由・良心の自由を尊重する意志のない人物が首長に選出された地方公共団体においては、過激に推し進められてきたといえる。

公務員の良心の自由を尊重する意志があるならば、国歌の斉唱時、口を閉じて歌わない自由を保障する、起立自体を拒否する教職員に対しては、式典実施時（あるいは国歌斉唱時）、職員室などに退避することを命令すれば憲法で保障された権利は擁護されるだろう。

だが、憲法を尊重する意志のない右派イデオロギストたちは、公立学校の教職員に対して国歌斉唱時に起立斉唱させることを徹底させ、従わない教職員を処分する方針を変更しないから、起立を拒否する教職員との間での闘争が繰り返される。処分する方針を貫きたいのならば、国歌斉唱時、起立を拒否する教職員に対しては、式典実施時（あるいは国歌斉唱時）に、式場を退避することを命令する、その命令に従わず式典に参加した上で起立を拒否した場合に限り、職務命令に違反したとして処分すればいいだろう。

公務員に国歌の斉唱を拒否する自由を認めたほうが良い理由

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2011年5月23日公開

「公務員には国歌を斉唱する義務がある」「国歌を斉唱したくない人間は公務員をやめろ」以上のような主張はネット上でよくみかけた。日の丸・君が代にかわり、どのような国旗・国歌が制定された場合でも上記のような主張を続けるのであれば、主張自体にそれなりの筋は通っている。（現行憲法下で、公務員に国歌斉唱の義務があるのかは不明だが。）

1995年の村山談話に基づいた新国歌が制定され、公立学校の教職員に対して新国歌の斉唱が強制された場合。村山談話は自虐史観に基づいているからこれを支持できないと考えているような右派的な考えをもっている教職員は、新国歌の斉唱を拒否することができなくなる。

また、護憲派と呼ばれている人たちが国会で過半数以上の議席を獲得し、「憲法9条を讃える歌」とかを新国歌に制定した場合。憲法9条改正を主張する公務員たちも、新国歌の斉唱を拒否することができなくなる。

国会で過半数の議席を獲得すれば、どのような国旗・国歌を制定することも原理的には可能である。新しく制定された国旗・国歌を尊重することができないからという理由で、優秀な公務員や教師たちが辞職してしまえば、国家・行政機関にとっても、教育現場においても大きな損失になってしまう。

公務員に対しても、国歌の斉唱を拒否する権利を憲法上保障したほうが良いのは、基本的人権の尊重というだけではなく、功利的観点からもそのほうが国家や行政機関にとって得になるからでもある。だが、国旗・国歌の問題をイデオロギーの問題としか考えられない人は、自分たちの思想を満足させることしか頭にないので、（自分たちの言動が）結果的に政治に悪影響をもたらしているということに気がつかない。

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2011年6月3日公開

○原発を争点にして総選挙が行われた場合

宮台真司のtwitterをみていたら次のような発言があった。

6月2日の内閣不信任案採決前のtweet

>> 不信任可決なら、直ちに衆議院を解散、全ての宿痾が集約された原発を争点としつつ、原発是非の分岐による政界再編も視野に入れて総選挙を行うこと

(以下 略) <<

実際に原発を争点にして総選挙を行っても、明確に”脱原発””反原発”の方針を主張するのは、共産党と社民党だけのような気がする。

「原発の是非を分岐点にした政界再編も視野にいれるべき」という考え自体には同意できるけれども、それを実行に移そうとする政治家は極少数にすぎないようにも思える。

原発を推進している人たちは、太平洋戦争時、原爆を投下される事態に陥るまで戦争を終結できなかった人たちと同じだといえる。人為ミスだけではなく、自然災害、テロ、様々な原因で原発事故がおきる可能性はあるのだから、将来起こりうる惨状を最小限に食い止めたいのなら、再び大規模な原発事故が起こる前に、脱原発・反原発の方針に舵をきるのが賢明な選択ではある。

だが、「原発を止めたら経済に大きなダメージをもたらす。国民生活に大きなマイナスが生じる。」という意見が事実である場合、おこるかわからない原発事故を考慮して経済の悪化や生活レベルの低下は選択できないというのが多数派の考えであるかもしれない。脱原発・反原発の主張をしている人たちは、満州事変後、日本の海外膨張政策を批判していた人たちと同じで、結局、現実の政策を変えることはできない可能性が高い。

最後に、冒頭に引用した宮台真司のtweetの補足説明をしておくと、宮台真司は、内閣不信任案が可決された場合、「総辞職して、自民党の谷垣総裁に総理の椅子がタライ回しされるよりは、解散総選挙をした方がいい。」と主張しているみたいだから、内閣不信任案の提出自体を肯定的に評価しているかはtwitterをみただけでは不明。

○小泉元首相が反原発派に転身だって

立ち読みした雑誌の記事。

小泉元首相、今までは原発は安全だと信じていたけど、今回の事故をみて反原発派に転身したらしい（チラ読みしただけで精読はしていないので不正確な可能性もあり。間違ってたらすいません）。

100人いた原発推進派が1度目の大事故で66人に減りました。2度目の大事故で33人に減りました。3度目の大事故で1人になりました。ってところでしょうか。

ただ、小泉元首相も、実際に現役の総理大臣をやっていた場合、大胆に反原発の政策に方針転換できるかは不明。政権中枢にいない人間は理想論を唱えることができるが、国家の方針を180度転換することは相当なパワーを要するだろうからね。

○評論家の三宅久之が安倍元首相待望だって

これも雑誌（『WILL』だったと思う）をチラ読みしただけでの感想（事実誤認があったらすみません）。

安倍晋三が首相をやっている時に今回のような大震災・原発事故がおこったら、プレッシャーに押しつぶされて病気になって、政権を放り出した気がする。福田元首相、鳩山元首相も同様に政権を投げ出したろうね。麻生元首相だけは投げ出さなかったと思うけど。麻生元首相と菅首相って、党内や国民の辞めるコールにもめげずに総理の座にしがみついている点は、なんか似てるよね。

菅首相は、震災対応・原発事故対応のまずさは責められて当然だけど、プレッシャーに押しつぶされずに総理を続けている点だけは凄いよね。総理の椅子を放り投げて欲しいと思っている人は大勢いそうだけど.....。

橋下徹を支持するかしないかは、ソビエト共産党政権とロシア帝国、どちらを支持するかという選択に似ているというお話

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2012年7月23日公開

橋下徹支持かアンチ橋下かの選択は、ソビエト共産党政権とロシア帝国、どちらを支持するかという選択に似ている。ロシア帝国が継続するよりはソビエト共産党政権のほうがいい、と考えている人たちは橋下支持派。ロシア帝政を支持はしないが、代わりにできる政権が共産党による独裁政権では意味がないと考え、ロシア帝政から民主主義的な政権（国家）への移行を望むのがアンチ橋下派といえる。（もっともアンチ橋下派の中には、ロシアの帝政が継続することを望み、民主主義的な国家が誕生することに反対する、単に自分自身の地位や既得権益を守りたいだけの人間もそれなりにいるのかもしれないが.....。）

当時のロシアには、ロシア帝国を打倒できるだけの力をもった政治勢力はマルクス主義者以外にはいなかっただろうし、民主主義的な政府（国家）の誕生を望む人たちはそれなりにいたかもしれないが、そういった人たちは、現実にロシアの帝政を倒し自分たちが望む国家をつくるだけの政治的な力もっていなかったろうから、レーニンらの革命勢力に反対する人たちは、ロシア帝国の擁護者とみなされてしまっただろう。

橋下徹のタレント弁護士時代から現在までの言動をみれば、彼が総理大臣になったとしてもまともな改革などはほとんどできないだろうし、むしろ民主主義的な制度や法がどんどん改悪され国民の自由や権利が制限されるようにしか思えない。

だが、“改革”を前面に打ち出している政治勢力が「みんなの党」と「大阪維新の会」しかいない状況では、「現在の状態がなんの変化もなしに続くよりは、なんらかの変革が行われるべき」と考えている人たちは橋下徹に期待し、彼を支持し続けるだろう。

民主主義的でリベラルな価値観をもっている人たちこそ、民主主義的な制度や法が改悪されるのを阻止するために、社会保障制度や労働・雇用関係の制度を多くの人が公平で公正だと感じられるものに改革していくべきなんだけど.....。

現在は、「統治機構や社会制度の改革姿勢を大きく打ちだしてはいるが、民主主義的な価値観や理念をあまりもっていない独裁者的な気質をもった人物」か「民主主義的な価値観や理念はもっているが、社会制度などの改革には熱心でなく、現状の制度やシステムが維持されればいいと考えている保守的な勢力」という2つの選択肢しかない不毛な状況といえる。

第二次大戦前のドイツと同じ歴史を歩みたくないなら左派・リベラル派こそ改革案を提示すべき、なんだけどね

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2012年7月27日公開

現在の制度やシステムは、その多くが経済成長時代の価値観に基づいたもので、90年代後半以降の労働環境の変化が原因となり、若い世代を中心にして現行の制度やシステムが変革されることを望む人たちが増えてきている。

しかし、橋下徹を批判する（特に左派・リベラル系の）人たちは、橋下徹の言動や政治手法を批判するだけで、現行の制度やシステムを変革するための具体案を提示できていないし、中には現行の制度やシステムを変革する必要性を感じていない人たちもいる。

本来は左派・リベラル派に位置する人たちこそ、現在の制度やシステムを、多くの人々が公平・公正だと感じるものにつくり変えていく必要があるのに、彼らはたんに橋下徹を批判するだけなので、橋下氏を支持する人たちからは、既得権益を守ろうとしている勢力にみられてしまっている。

民主主義的な考えをもたない独裁者的な気質をもった人物が、“改革”をスローガンにして現状に不満を持つ人々の支持を集め、権力を手にしていく。一方、民主主義的な価値観をもつ人たちは、現状の制度やシステムを改革する意志をあまりもたないため、現状に不満をもつ人たちからの支持を失い、民主主義的な憲法や制度が破壊されていくのを阻止できない。

第二次大戦前のドイツが、民主主義的なワイマール体制からナチスの独裁体制に移行した。それと同じ歴史を歩みたくないなら、橋下徹をハシズムと言って批判している人たちこそ現状を変革するより良い案を提示し、橋下徹が権力を掌握するのを阻止すべき。

なんだけど、橋下徹を批判している左派・リベラル派の人たちの多くは中層階層以上の社会的地位やお金をそれなりに手にしている人たちだから、現在の制度やシステムを大きく変革しようとは中々しないんだよね。

年金制度は40年後を目途に生活保護制度を補充する制度に移行すべき

ブログ・ミルクたっぷりの酒 2012年9月10日公開

年金制度については、年金財源（年金保険料）をどのように徴収するか、年金の支給額をどうすべきかの2点を考える必要がある。

現在は、年金保険料を税金とは別に徴収し、保険料を一定年数払った人のみが、払った期間と払った保険料の額に応じて年金を受け取る制度になっている。だが、こうした年金制度は経済成長時代の価値観やシステムに基づいて設計されており、少子高齢化、労働環境が流動化した現在においては制度を継続するのが困難になったと思われる。

公務員や大手企業の社員など高額な退職金を貰った人たちが高額な年金を受け取っている。一方、国民年金保険料を納める経済的余裕がなかったため年金未受給となった高齢者は、（申請が認められた場合は）生活保護を受け取ることになる。国民年金保険料の未納者はかなりの数にのぼっているそうだから、今後、年金未受給者が増えればその分生活保護の受給者は増える一方だろうし、生活保護の申請が認められなければ高齢者の貧困者が増加するだけだろう。

公務員などの安定した職業についている人が、退職後、高額な退職金と年金を受け取る。その一方、生活保護の受給者数と、生活保護を貰えない貧困者数が増加する。数年前にマスコミで話題となった"格差社会"という言葉は、現在の社会保障制度を維持し続ける限り、何十年か後には笑えないレベルのものに悪化しているだろう。

こうした状態を改善するために、現在のように年金保険料を一定期間以上支払った人のみが、支払った保険料と期間に応じて年金を受け取るという複雑な制度は廃止する。そして、現在年金保険料として支払っている分を税金として徴収し、支給する年金は生活保護費と同程度の額とする。（それにより60歳以上の生活保護費支給は打ち切りとする。生活保護費を年金という形で支給するので。ただし、病気などで高額な医療費がかかる高齢者に対しては、医療費の免除などの制度は継続する。）

年金と60歳以上の生活保護費支給を一体化し、60歳になったら誰でも生活保護費と同程度の年金を受け取れる平等でシンプルな制度に移行する。受け取る年金額が生活保護費と同程度では少なくて不満だという高額所得者は、年金基金などの制度に任意に加入し、年金保険料を支払った額と期間に応じて年金基金を受け取ればいだろう。

90年代以降の非正規雇用者の増加にともない、将来、年金未受給のために生活保護を受け取ることになる低所得者層や、生活保護の申請を断られるだろう貧困層はますます増加していくだろう。

にもかかわらず現在の年金制度は、退職後、高額な退職金を受け取ることのできるような比較的裕福な層が手厚い保護を受けるといって、社会保障・社会福祉の理念とは相反したものになっている。

また、現在の年金制度を根本的にあらためなければ、増加する年金額と生活保護費によって財

政が破綻するかもしれない。さらにいえば、国民年金受給者の中には生活保護費よりも低い年金しか貰えない人もかなりいるだろうから、国民年金保険料をまじめに納めた人よりも、国民年金保険料を払わずに生活保護費を受給する人の方が高い金額を受け取るという不公平・不公正なことが生じるだろう。

現在の年金制度はシステムが複雑だけでなく、様々な点で不公平・不公正さのある欠陥だらけの制度だから、一刻もはやくシンプルで公平・公正な制度に改変する必要がある。

ただし、年金の支給に関しては、すぐに支給方法を変更すると今まで高額の年金保険料を納めた人たちからの不満が当然おこる。だから年金保険料（私のこの案では税金に変更されるが）の徴収方法は、新制度の導入とともにすぐに変更する。一方、年金の支払い方法の変更は40年後（新制度導入時20歳だった人が60歳になった時）に完全実施するべきだろう。新制度導入後、20年位は現在の支給方法を継続し、残りの20年間で現在の支給方法から新しい支給方法に徐々に変更していくのが望ましいと思える。

なお、この制度に転換した場合、現在企業・会社が負担している厚生年金保険料の負担分をどうすべきか、という問題が残る。

これに対しては、

- 1 年金財源は消費税・所得税などでまかない、企業・会社の負担分はなくす。
- 2 現在、企業・会社が負担していると同程度の税金を徴収する。
- 3 現在、企業・会社が負担しているよりは少ない額の税金を徴収する。

という3つの考え方がある。（私個人は、どの案が一番いいとは言えない。）

ただし、以上述べたことは理念的なことにはすぎないので、この案を実現させる場合、消費税をどの位上げる必要があるのか、などの実務的な面での知識は正直いって私にはありません（よって机上の空論といった批判も当然予想される）。